

2項「大台両始業点呼を大仕両、大修両と同様に事務所棟で行うこと。」について

会社：2月7日の業務委員会における回答（「現在の点呼場で問題ないと考えている。」

『業務ニュース』No.242を参照願います）の通り。問題はないと考えている。

組合：今回問題にしているのはそこではなくて、遅い方の回送を使っている方が点呼がギリギリになるということ。上でやらしてもらえば移動時間の分だけ余裕ができる。回送も2分遅くなってかなりタイトになっている。万が一、バタバタしていて怪我でもすると元も子もない事になる。検討すること。

会社：これもダイ改に基づき変わったことで、様子を見ながらとなる。色々と設備乗の制約があるとも聞いている。

《会社説明の要旨》

「申」第36号〔添乗時における「注意指導」に関する申し入れ〕について

会社：付議事項に該当しないので開催しない。間違っただ指導をしてしまったのは事実。翌日（2月16日）のフクメイの時点で指導科長に報告してその時点で訂正するように指摘を受けている。先日、事故防止面談時に訂正を完了した。ご理解頂きたい。間違っただ指導で減率適用の事由になることはありえない。上長からの指導も行っている。

組合：間違っていたとは言われたと聞いているが、時間が経っている。なぜこんなに時間がかかったのか。フクメイ時には指摘されているのに。

会社：科長は指摘しているので本人に任せていた。訂正したか確認していなかったと科長も反省していた。本人も色々重なっていてうっかりしていた。遅くなったが自分が間違っていたと訂正した。

組合：訂正はしているが、間違っただことに対しても訂正が遅くなったことに対しても謝罪がなかった。人間としてあって当たり前のこと。僕らが間違えたときは訂正しましたでは終わらない。場合によっては時系列等報告書を取られたり始末書もどうですかと聞かれたりする。それを指導する管理者の側が行ったという意味は厳粛に受け止めてもらいたい。謝罪してしかるべきと考えている。

会社：そこについては本人の意思による。謝罪をなさいと強要するわけにもいかない。本人も会社には「うっかりしていた」と反省の弁を言っている。確認している。

組合：本人は杉本助役に何度か確認しているはず。「うっかりしていた」はそのまま受け取りにくい。意識的に引き延ばしていたのではないか。同じ事が二度とないようにすること。

7項「今回の杉本助役が行った「間違っただ注意指導」は非違行為にあたらぬのか、会社の考えを明らかにすること。」について

会社：間違いは間違い。指導している。

8項「この間、会社は苦情処理会議等でも「管理者の報告には絶対間違いない」と主張してきたが、今回の杉本助役の注意指導は「絶対間違いない」のか会社の考えを明らかにすること。」について

会社：苦情処理会議において、減率の適用を受けて開示した10件の事象。これについて事実関係のことであり、内容について精査したものについて回答したものであって、間違っただけではないということ。間違っていれば指導する。

12項「今回のように管理者による間違っただけの注意指導は二度とあってはならない。よって杉本助役には二度と添乗を行わせないこと。」について

会社：業務を遂行されている。

組合：教育はされたのか。

会社：指導は行った。

組合：この管理者は組合員のところに再々来られているようなので、狙い撃ちするなどと伝えておくこと。

会社：担当助役なんで。別に狙い撃ちというよりは担当社員の通常業務の把握をしているだけ。

組合：担当外のところにも行くでしょ。だから担当だからといって来すぎ5ている。

《会社説明の要旨》

「申」第37号〔時系列等報告書の「改ざん強要」に関する緊急申し入れ〕について

会社：付議事項に該当しないので開催しない。先日、口頭注意している。事案を総合的に勘案して適切に判断したもの。事情聴取等についても改ざん、強要をした事実はない。適切な範囲で管理者も事情聴取、時系列等報告書作成の指示をしている。特段問題はない。

組合：書き直すように言っているのは事実。

会社：書き直すというか、事実に即した書き方にするように指示をした。

組合：スープは飲み物であり食べ物ではない。

会社：本人も認めるとおり、勤務時間中に飲食をしてしまったということ。その事実関係に即した書き方をしてもらった。

組合：名所にある自動販売機からスープがなくなった。

会社：知らない。

組合：清涼飲料水の自動販売機である。お茶だとか水だとかの。なぜ姑息なことをするのか。飲みのものである証拠をなくした。現場に伝えておくこと。

会社：勤務外、休憩時間中に飲むことは妨げない。

組合：日々、業務を、安全な車両を提供するために、必要なことは行う。業務に当たらない範囲で。そうでなければ四角四面な話になる。

会社：水分の補給については勤務時間中であつたとしても、これは生理現象ですから飲んで頂く。

組合：スープだって水分補給と言える。同時に暖を取るという意味もあり、コーヒー等と似たようなもの。

会社：水分補給は妨げません。

《会社説明の要旨》

「申」第38号〔「会社によるパワーハラスメント」に関する緊急申し入れ〕について

会社：業務委員会自体は開催しない。必要な点検指導は今後も行っていく。あくまでの同種事案の未然防止に努めて、関係管理者も状況を見ているところ。本人の状況を見ながら回数というのの様子を見ている。状況に応じてということ。

組合：今は「普通」並になったと聞いている。ただ唯一、当時、関係していた平野助役だけが書いてあるような事を若干やられてると聞いている。周りと同じようにすること。そういったプレッシャーは絶対に良くない。セクハラではないが、どう受け取られるかの問題。コミュニケーション不足の問題。

会社：そうですね。あくまでも過度にならないように本来の目的である再発防止執務状況の確認、この趣旨から逸脱することのないように、引き続き支社も含めてこれは見ていく。もとより本人も短いスパンでヒューマンエラーを起こしてしまっているので注意していただければと思います。

また事前審理終了後に大台両分会が要求していた事務所棟から台検庫までの通路に関して、「お知らせ」として、「事務所棟から台検庫までの通路の工事が竣工したため、4月1日より使用を開始する」旨の話がありました。

以上